大阪大学学寮等細則

（趣旨）

第１条　この細則は、大阪大学学寮等規則(以下「規則」という。)に基づき必要な事項を定める。

（入寮の選考）

第２条　規則第６条第１項に定める日本人学生の入寮にかかる選考基準（新稲国際学生宿舎、グローバルビレッジ津雲台寮及びグローバルビレッジ箕面船場寮を除く。）は、以下のとおりとする。

　(1)　同一家計内における年間所得状況

(2)　家族状況

(3)　通学状況

　(4)　その他

　　風水害、火災その他不慮の事故等により特に考慮すべき場合

２　前項に定める選考基準については、４月に新入学する学生にのみ適用するものとする。

（入寮）

第３条　規則第７条に定める入寮手続とは、入寮届及び運営責任者が指定する書類を提出することを指すものとする。

２　運営責任者は、入学予定の学生が本学の学籍を取得する５日前から入寮開始日を指定することができる。

（入寮許可期間の延長）

第４条　寮生は、特別な理由により入寮期間の延長を希望する場合は、入寮期間延長申請書に必要な証明書類を添えて、入寮許可期間の最終日の１月前までに、運営責任者に提出しなければならない。ただし、急遽やむを得ない事情により入寮期間の延長が必要となった場合は、寮生は、１月前未満であっても所属する部局長を通じ入寮期間延長申請書を運営責任者に提出することができるものとする。

（入寮許可取り消し）

第５条　規則第８条により入寮の許可を取消したときは、入寮許可取消通知書を本人に交付する。

（再入寮及び転寮）

第６条　運営責任者は、退寮した者から学寮等に再度入寮又は転寮の希望があった場合は、事由等に応じ、規則第９条第１項に定める在寮期間において、入寮の許可について判断するものとする。

（在寮期間）

第７条　規則第９条第２項に基づき、在寮期間の取扱いについて定める。

２　第３条第２項に基づき、外国人留学生が本学の学籍発生前に入寮する場合は、規則第９条第１項に定める在寮期間に入寮を許可された月は含めないものとする。

３　外国人留学生が学寮等に再入寮又は転寮する場合の在寮期間は次のとおりとする。

1. 清明寮、グローバルビレッジ津雲台寮ユニットタイプ、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟

以前の入寮期間と合わせて２４月以内の期間において、あらかじめ指定した期

(2)　刀根山寮、吹田留学生会館、グローバルビレッジ津雲台寮個室タイプ

　　在学期間の範囲内において、あらかじめ指定した期間

(3)　グローバルビレッジ箕面船場寮

以前の入寮期間と合わせて１２月以内の期間において、あらかじめ指定した期間

（寄宿料）

第８条　規則第１０条第１項に定める寄宿料は月額とし、別表１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、運営責任者は、新たに学寮等に入寮した場合におけるその月分の寄宿料を日割りした額で徴収するものとする。ただし、退寮月においては、原則として日割りをしないものとする。

３　入寮中に大学が設置したエアコン付き居室に居住することとなった者は、エアコン設置翌月からエアコン付き居室の寄宿料を徴収するものとする。

４　第２項に定める日割りの方法については、以下のとおりとする。

1. 刀根山寮、清明寮、新稲寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、津雲台国際学生

宿舎及び国際交流会館C棟

当該月の入寮した日（寮生に居室の鍵を引き渡した日）に応じ、別表２に定める額を徴収する。

1. グローバルビレッジ津雲台寮及びグローバルビレッジ箕面船場寮

別表３に定める１日当たりの寄宿料に、当該月の在寮日数（寮生に居室の鍵を引き渡した日から起算）を乗じた額とする。ただし、徴収総額は各施設における月額の寄宿料を超えないものとする。

５　第2項ただし書きの規定にかかわらず、グローバルビレッジ津雲台寮及びグローバルビレッジ箕面船場寮において、大学が指定する日以前で3月中に退寮する者から徴収する寄宿料は別表４のとおりとする。

（寄宿料の免除）

第９条　規則第１０条第３項に基づき、寮生が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営責任者はそれぞれ当該各号に定める寄宿料を免除することができるものとする。

(1)　死亡又は行方不明により学籍を除かれた場合

事由発生日の属する月以降の未納の寄宿料

(2)　寮生（外国人留学生を除く。）又は当該寮生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

災害の発生した日の属する月の翌月から起算して６月の範囲内において寄宿料の全額

２　前項第２号の免除を受けようとする寮生は、必要書類を添えて運営責任者に願い出なければならない。この場合において、免除を受ける期間が翌年度にわたるときは、翌年度の当初に改めて翌年度分に係る免除を願い出なければならない。

（光熱水料等について）

第１０条　運営責任者は、規則第１１条第１項に定める寮生（グローバルビレッジ箕面船場寮を除く。）が負担する光熱水料等について、次の各号に定める費用を別表５に定めるとおり共益費として徴収する。

(1)　電気料

(2) ガス料

(3) 水道料

(4) インターネット使用料

(5) 寝具レンタル料

(6) 消耗品費等

(7) テレビ受信料

(8) その他

２　前項別表５に基づき寮生から実費にて共益費を徴収する場合は、各号に定める費用から管理に要した費用を除き、寮生が実際に使用した額とする。ただし、共通部分については寮生の員数割とする。

３　第１項別表５に基づき寮生から定額にて共益費を徴収する場合は、以下のとおりとする。

(1)　刀根山寮、清明寮、新稲寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟

各号に定める費用の合計見込額から管理に要する費用を除いた見込額を徴収するものとし、金額等については別に定める。

(2)　グローバルビレッジ津雲台寮

金額等については別に定める。

４　運営責任者は、新たに学寮等に入寮した場合におけるその月分の共益費を日割りした額で徴収できるものとし、日割り方法については以下のとおりとする。ただし、退寮月においては、原則として日割りをしないものとする。

(1)　刀根山寮、清明寮、新稲寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟

当該月の入寮した日（寮生に居室の鍵を引き渡した日）に応じ徴収するものとし、金額については別に定める。ただし、実費にて徴収する場合を除く。

(2)　グローバルビレッジ津雲台寮

入寮日（寮生に居室の鍵を引き渡した日）が入寮月の１６日以降となる場合は、当該月分の共益費を月額の半額で徴収するものとする。

５　規則第１１条第３項に定める光熱水料等の経費の免除については、前条の規定を準用する。

６　入寮中に大学が設置したエアコン付き居室に居住することとなった者は、エアコン設置翌月から定額にて共益費を徴収するものとする。

（退寮命令）

第１１条　運営責任者は、規則第１５条により寮生を退寮させるにあたって、退寮命令書を本人に交付するものとする。

２　退寮の命令を受けた者は、交付された日から７日以内に退寮しなければならない。

（長期不在）

第１２条　寮生は、帰省等により１週間以上寮を不在にするときは、不在となる日の１４日前までに長期不在届により届け出なければならない。

（施設管理）

第１３条　寮生は、次の各号に該当する場合は、ただちに申し出なければならない。

(1)　入寮にあたって、居室の施設、設備及び備品の損傷及び汚損を確認したとき。

(2)　施設・設備又は備品を滅失・損傷及び汚損したとき。

（遵守事項）

第１４条　規則第１８条に基づき、寮生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　指定された居室から許可なく他の居室に移動したり、居室を他人に転貸したりしないこと。

(2)　施設・設備等をその目的以外に使用、工作し、又は所定の場所から移動させないこと。

(3)　廊下等の共用部分に物を置かないこと。

(4)　火気の取扱いには十分注意し、調理設備を設置している場所以外では火気を使用しないこと。

(5)　環境及び保健衛生の保持には、各自が十分に留意すること。

(6)　防災と防犯には、各自が十分に注意するとともに寮生全員が協力してこれに当たること。

(7)　災害を予知・発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、管理人を通じて財務部資産管理課担当者に連絡すること。

(8)　近隣に迷惑となる行為をしないこと。

(9)　安全・衛生上、危険・有害と認められる物を持ち込まないこと。

(10)　掲示板以外には、貼紙等をしないこと。

(11)　その他管理人及び財務部資産管理課担当者の指示に従うこと。

（雑則）

第１５条　この細則に定めるもののほか、学寮運用について必要な事項は別に定める。

附　則

　　この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　　附　則

　　この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　　附　則

この改正は、令和２年１２月１日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

附　則

この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年８月１日から施行し、令和４年６月３０日から適用する。

附　則

この改正は、令和５年３月１日から施行し、令和５年２月２０日から適用する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 対象者 | 寄宿料（月額） |
| 刀根山寮 | 日本人学生 | ６，６００円 |
| 外国人留学生 | ８，０００円 |
| 清明寮 | 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコンの無い居室に居住する者） | ６，６００円 |
| 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコン付き居室に居住する者） | ８，０００円 |
| 日本人学生（令和４年４月１日以降に入寮した者） | ９，６００円 |
| 外国人留学生 | ８，０００円 |
| 新稲寮 | 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコンの無い居室に居住する者） | ５，０００円 |
| 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコン付き居室に居住する者） | ６，４００円 |
| 日本人学生（令和４年４月１日以降に入寮した者） | ８，０００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（５人ユニット） |  | ４０，５００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（７人ユニット） |  | ３９，０００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（９人ユニット） |  | ３７，４００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮B棟（個室タイプ） |  | ５６，０００円 |
| グローバルビレッジ箕面船場寮  |  | ４０，０００円 |
| 吹田留学生会館 |  | １２，７００円 |
| 新稲国際学生宿舎 |  | １７，７００円 |
| 津雲台国際学生宿舎 |  | １３，７００円 |
| 国際交流会館C棟（単身） |  | １６，７００円 |
| 国際交流会館C棟（夫婦） |  | １６，７００円 |
| 国際交流会館C棟（家族） |  | １８，７００円 |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施　設　名 | 対象者 | 入寮日 | 寄宿料 |
| 刀根山寮 | 日本人学生 | １日～１０日 | ６，６００円 |
| １１日～２０日 | ４，４００円 |
| ２１日～３１日 | ２，２００円 |
| 外国人留学生 | １日～１０日 | ８，０００円 |
| １１日～２０日 | ５，３００円 |
| ２１日～３１日 | ２，６００円 |
| 清明寮 | 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコンの無い居室に居住する者） | １日～１０日 | ６，６００円 |
| １１日～２０日 | ４，４００円 |
| ２１日～３１日 | ２，２００円 |
| 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコン付き居室に居住する者） | １日～１０日 | ８，０００円 |
| １１日～２０日 | ５，３００円 |
| ２１日～３１日 | ２，６００円 |
| 日本人学生（令和４年４月１日以降に入寮した者） | １日～１０日 | ９，６００円 |
| １１日～２０日 | ６，４００円 |
| ２１日～３１日 | ３，２００円 |
| 外国人留学生 | １日～１０日 | ８，０００円 |
| １１日～２０日 | ５，３００円 |
| ２１日～３１日 | ２，６００円 |
| 新稲寮 | 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコンの無い居室に居住する者） | １日～１０日 | ５，０００円 |
| １１日～２０日 | ３，３００円 |
| ２１日～３１日 | １，６００円 |
| 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコン付き居室に居住する者） | １日～１０日 | ６，４００円 |
| １１日～２０日 | ４，２００円 |
| ２１日～３１日 | ２，１００円 |
| 日本人学生（令和４年４月１日以降に入寮した者） | １日～１０日 | ８，０００円 |
| １１日～２０日 | ５，３００円 |
| ２１日～３１日 | ２，６００円 |
| 吹田留学生会館 |  | １日～１０日 | １２，７００円 |
| １１日～２０日 | ８，４００円 |
| ２１日～３１日 | ４，２００円 |
| 新稲国際学生宿舎 |  | １日～１０日 | １７，７００円 |
| １１日～２０日 | １１，８００円 |
| ２１日～３１日 | ５，９００円 |
| 津雲台国際学生宿舎 |  | １日～１０日 | １３，７００円 |
| １１日～２０日 | ９，１００円 |
| ２１日～３１日 | ４，５００円 |
| 国際交流会館C棟（単身） |  | １日～１０日 | １６，７００円 |
| １１日～２０日 | １１，１００円 |
| ２１日～３１日 | ５，５００円 |
| 国際交流会館C棟（夫婦） |  | １日～１０日 | １６，７００円 |
| １１日～２０日 | １１，１００円 |
| ２１日～３１日 | ５，５００円 |
| 国際交流会館C棟（家族） |  | １日～１０日 | １８，７００円 |
| １１日～２０日 | １２，４００円 |
| ２１日～３１日 | ６，２００円 |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 寄宿料（日額） |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（5人ユニット） | １，３００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（7人ユニット） | １，３００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（9人ユニット） | １，３００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮B棟（個室タイプ） | １，８００円 |
| グローバルビレッジ箕面船場寮  | １，３００円 |

別表４

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | ３月退寮者 寄宿料（月額） |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（5人ユニット） | ３３，０００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（7人ユニット） | ３１，５００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（9人ユニット） | ２９，９００円 |
| グローバルビレッジ津雲台寮B棟（個室タイプ） | ４５，０００円 |
| グローバルビレッジ箕面船場寮  | ３２，５００円 |

別表５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 対象 | 徴収方法 | 光熱水料等 |
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
| 刀根山寮 | 日本人学生 | 実費 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ |
| 外国人留学生 | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | 〇 |
| 清明寮 | 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコンの無い居室に居住する者） | 実費 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ |
| 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコン付き居室に居住する者） | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | 〇 |
| 日本人学生（令和４年４月１日以降に入寮した者） | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | 〇 |
| 外国人留学生 | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | 〇 |
| 新稲寮 | 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコンの無い居室に居住する者）） | 実費 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ |
| 日本人学生（令和４年３月３１日以前に入寮した者のうち大学が設置したエアコン付き居室に居住する者） | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | 〇 |
| 日本人学生（令和４年４月１日以降に入寮した者） | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | 〇 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（5人ユニット） |  | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | 〇 | 〇 | 〇 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（7人ユニット） |  | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | 〇 | 〇 | 〇 |
| グローバルビレッジ津雲台寮A棟（9人ユニット） |  | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | 〇 | 〇 | 〇 |
| グローバルビレッジ津雲台寮B棟（個室タイプ） |  | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | 〇 |
| 吹田留学生会館 |  | 定額 | 〇 | ‐ | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | 〇 |
| 新稲国際学生宿舎 |  | 定額 | 〇 | ‐ | 〇 | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ | ‐ |
| 津雲台国際学生宿舎 |  | 定額 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ‐ | 〇 |
| 国際交流会館C棟（単身） |  | 定額 | 〇 | ‐ | 〇 | 〇 | ※ | 〇 | ‐ | 〇 |
| 国際交流会館C棟（夫婦） |  | 定額 | 〇 | ‐ | 〇 | 〇 | ※ | 〇 | ‐ | 〇 |
| 国際交流会館C棟（家族） |  | 定額 | 〇 | ‐ | 〇 | 〇 | ※ | 〇 | ‐ | 〇 |

備考：〇該当あり、‐該当なし、※希望者のみ